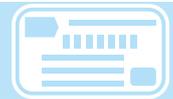


# 国民健康保険のお知らせ



給付係  
055-934-4725

## 保険証の有効期限は7月31日です

令和6年12月2日以降、紙の保険証の新規発行は廃止となり、マイナンバーカードを保険証として利用する「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しています。これまで、毎年7月に国民健康保険の新しい保険証を送付していましたが、今年度以降は保険証の更新はありません。7月下旬に、保険証の代わりに下記のものを送ります。(申請は不要です。)

現在お持ちの保険証(有効期限が令和7年7月31日までのもの)は、ハサミ等で切って破棄するか、国民健康保険課または各市民窓口事務所まで返却してください。

### ○マイナ保険証をお持ちでない方

保険証の代わりに「資格確認書」を送付します。

- ・有効期限は令和8年7月31日までです。
- ・令和8年7月31日までに70歳・75歳になる方は有効期限が異なります。
- ・色は、うぐいす色です。

資格確認書(見本)→

静岡県 国民健康保険 資格確認書	有効期限	〇〇年〇月〇日
記号・番号	〇〇〇〇〇〇	(枝番) 〇〇
氏名	沼津 太郎	
生年月日	〇〇年〇月〇日	
世帯主氏名	沼津 花子	
適用開始年月日	〇〇年〇月〇日	
交付年月日	〇〇年〇月〇日	
保険者番号	220038	交付者名 沼津市

### ○マイナ保険証をお持ちの方

被保険者資格を通知する「資格情報のお知らせ」を送付します。

※令和6年12月2日以降に、国民健康保険に新規加入・転居等の変更があった70歳未満の方には、「資格情報のお知らせ」を既に交付しています。引き続き、お持ちのお知らせをご利用ください。

※70～74歳の方には、8月1日からの負担割合をお知らせするため、毎年「資格情報のお知らせ」を送付します。

資格情報のお知らせ(見本)→

〇〇〇-〇〇〇〇 沼津市御幸町16番1号 沼津 花子 様	交付者：沼津市 保険者番号：220038	
資格情報のお知らせ		
あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。		
記号	番号	〇〇〇〇〇〇 (枝番)〇〇
フリガナ	又マヅ	ハナコ
負担割合	2割	※70歳以上のみ
発行期日	〇〇年〇月〇日	※70歳以上のみ
適用開始年月日	〇〇年〇月〇日	
交付年月日	〇〇年〇月〇日	
資格情報のお知らせ 〇〇年〇月〇日発行 交付者：沼津市 保険者番号：220038 記号 番号〇〇〇〇〇〇 (枝番)〇〇 氏名 沼津 花子 ※この欄にはマイナ保険証が交付されます。		

給付係  
055-934-4725

## マイナ保険証をお持ちの方で、利用が困難な方へ

下記(要配慮者)に該当する場合、申請により資格確認書を交付します。  
一度要配慮者として申請をした方には、沼津市国民健康保険加入中は自動更新で資格確認書を送付します。

### ○要配慮者とは

要介護の高齢者や、障がいをお持ちの方など、マイナ保険証での受診が困難な方のことです。  
要配慮者に該当する例)マイナンバーカードの管理・利用が難しい方、施設入所されている方 など

### ○申請方法

必要なもの:来庁者の官公署発行の顔写真付き本人確認書類 ※代理人手続可。委任状は不要です。  
受付場所:市役所国民健康保険課 または 各市民窓口事務所  
※来庁者が本人または同一世帯員で、本人確認がとれた場合に資格確認書を手渡しで交付します。  
それ以外の場合は郵送となります。

## 限度額適用認定証の更新について

限度額適用認定証の有効期限は7月31日までです。

8月以降も引き続き認定証をお使いになる場合は、更新手続きをする必要がありますので、市役所1階国民健康保険課までお手続きにお越しくください。

【手続きに必要なもの】

- 対象者の保険証(注1)または官公署発行の顔写真付き本人確認書類
- 現在お持ちの限度額適用認定証
- 世帯主及び対象者のマイナンバーが確認できる書類

なお、マイナ保険証(保険証として利用登録済みのマイナンバーカード)をお持ちの方は、マイナ保険証で限度額区分を確認できますので、更新手続きは必要ありません。



(注1) 保険証は令和6年12月1日以前に交付された方が必要になります。12月2日以降に国民健康保険に加入された方は国民健康保険の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」をお持ちください。

※国民健康保険料に未納がある場合、認定証の交付ができません(70歳以上の方を除く)。まずは、保険料の納付についてご相談ください。

※世帯主及び国保加入者に所得の未申告者がいる場合(給与所得者の被扶養者、年金収入のみの方は除く)、正しい所得区分の判定ができないため、収入の有無にかかわらず市民税の申告をしてください。

## 加入・脱退手続きが電子申請で行えます

職場等の健康保険に加入したときや、その健康保険を脱退したときは、その事実を証明する書類(資格確認書/資格情報のお知らせ、脱退証明書など)をご用意の上、市役所または市民窓口事務所で国民健康保険の手続きをする必要があります。

マイナンバーカードを読み取りできるスマートフォンやパソコンがあれば、ぴったりサービス(マイナポータル)から電子申請できますので、ぜひご利用ください。

電子申請にはマイナンバーカードと、数字4桁のパスワード(利用者証明用)、英数字6文字以上16文字以下のパスワード(署名用)の入力が必要です。



その他電子申請が可能な手続き

手続き	担当係	問い合わせ先
産前産後期間の国民健康保険料の軽減措置	賦課係	055-934-4726
非自発的失業者の国民健康保険料の軽減申請	賦課係	055-934-4726
保険料納付済額確認票交付	賦課係	055-934-4726
脳ドック受診費助成の事前申し込み	給付係	055-934-4725

## 令和7年度の国民健康保険料が決まりました

保険料は、次の計算をもとに決めています。(A)+(B)+(C)=年間の保険料となります。

**(A) 基礎賦課額** ①+②+③(最高限度額 65 万円)

医療給付費分の負担額で、国民健康保険に加入する人すべてに賦課されます。

①所得割 前年中の基礎控除(43万円)後の 総所得金額等 ×7.00%	+	②均等割 被保険者1人につき ×25,600円	+	③平等割 1世帯につき 16,800円
--	---	-------------------------------	---	---------------------------

**(B) 後期高齢者支援金等賦課額** ④+⑤(最高限度額 24 万円)

「後期高齢者医療制度」を、世代を超え支援するため、国民健康保険に加入する人すべてに賦課されます。

④所得割 前年中の基礎控除(43万円)後の 総所得金額等 ×2.68%	+	⑤均等割 被保険者1人につき ×12,700円
--	---	-------------------------------

**(C) 介護納付金賦課額** ⑥+⑦(最高限度額 17 万円)

介護を社会全体で支えるため、国民健康保険に加入する40歳から64歳(※)までの人に賦課されます。

⑥所得割 前年中の基礎控除(43万円)後の 総所得金額等 ×2.27%	+	⑦均等割 被保険者1人につき ×14,200円
--	---	-------------------------------

※40歳になる月(1日が誕生日の場合はその前月)から65歳になる月の前月(1日が誕生日の場合はその前々月)まで

## 保険料の軽減判定の基準を変更しました

1年間の所得が基準額以下の世帯は、国民健康保険料の均等割額と平等割額が減額されます。

世帯主・加入者・特定同一世帯所属者(※1)の令和6年中の所得の合計額	均等割・平等割
43万円+(給与所得者等の数(※2)-1)×10万円 以下	7割軽減
43万円+(給与所得者等の数(※2)-1)×10万円+30.5万円 ×被保険者数※3 以下	5割軽減
43万円+(給与所得者等の数(※2)-1)×10万円+56万円 ×被保険者数※3 以下	2割軽減

軽減判定所得の計算方法の詳細については、お問い合わせください。

※1 国保から後期高齢者医療制度に移行された人で、移行後も継続して同一の世帯に属している人。

※2 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人。

※3 特定同一世帯所属者を含む。

## 国民健康保険料の決定通知書を送付します

今年度の国民健康保険料の決定通知書を7月中旬に郵送します。

保険料は、国民健康保険加入者の前年中の所得をもとに、一人ひとり計算を行い、その世帯の合計額の通知書を世帯主に送付いたします。世帯主が職場の健康保険に加入していて、家族だけが国民健康保険に加入している場合についても通知書は**納付義務者である世帯主に送付されます**（国民健康保険法第76条）。

## 国民健康保険料の口座振替の申込方法

忘れずに納付するために、口座振替（引落とし）にしましょう。次の方法により口座振替の申込みができます。利用可能な金融機関については、お問い合わせください。

### ① 市役所に来庁して申込みする方法

専用端末にキャッシュカードのスキャンと暗証番号の入力を行うことで、口座振替登録ができる方法です。

持ち物：来庁者本人名義の金融機関のキャッシュカード  
来庁者の官公署発行の顔写真付き本人確認書類

場 所：市役所 1 階国民健康保険課（市民窓口事務所では受付できません）

### ② スマートフォン等から申込みする方法

パソコンやスマートフォン等からインターネットを利用して申し込みます。



②の方法による申込みはこちらから

### ③ 取扱金融機関の窓口で申込みする方法

持ち物：資格確認書または資格情報のお知らせ・通帳・届出印

### ④ 口座振替申込書（ハガキ）の提出（郵送）による方法

国民健康保険料決定（変更）通知書等に同封された口座振替申込書に必要事項をご記入いただき、目隠しシールを貼って、郵便ポストにご投函していただく方法です。

※①と②の方法による申込みでは、手続きの際に、口座振替の開始月をご案内します。

③と④の方法による申込みでは、口座登録が完了した後、開始月が記載されたハガキをお送りします。口座振替が開始されるまでは、納付書で納めてください。

## 保険料は期限までに納付してください

- ① 期限に遅れた場合、督促手数料や延滞金が発生することがあります。
- ② 期限に遅れた分割納付を希望する場合、収納係に納付相談のうえ、納付誓約書を提出してください。
- ③ 期限内に納付できないことを確認するため、分割納付中であっても財産調査を行うことがあります。
- ④ 財産調査の結果、取立可能な財産が発見された場合には、差押等の滞納処分を予告なく執行します。
- ⑤ 期限内に納付がない場合、「資格確認書（特別療養）」又は「資格情報のお知らせ（特別療養）」を交付します。医療機関等への支払は全額自己負担となり、あとで保険給付分を特別療養費として申請できませんが、滞納保険料等を控除することがあります。

保険料納期限（口座振替日は保険料納期限と同日です。）

第1期	7月31日	第2期	9月1日	第3期	9月30日	第4期	10月31日
第5期	12月1日	第6期	1月5日	第7期	2月2日	第8期	3月2日